

## 第2回秋田県受動喫煙防止対策検討委員会

### 議事概要

- 1 日 時 平成27年10月28日(水) 午後2時30分～4時00分
- 2 場 所 ルポールみずほ
- 3 委員の出席  
出席委員数： 11名  
欠席委員数： 1名
- 4 議 事
  - (1) 報告事項
    - ① 秋田県健康づくりに関する調査の速報集計結果について
    - ② 各都道府県の受動喫煙防止に関する事業について
  - (2) 秋田県たばこ販売協議会からの当検討委員会に対する意見
  - (3) 協議事項
    - ① 秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案について
    - ② 受動喫煙防止対策関連事業案について
  - (4) その他

## 議 事

開会宣言後、事務局から4－(1)について説明が行われた。

(4－(2) 秋田県たばこ販売協議会からの当検討委員会に対する意見について、園田委員から意見書の代読が行われた。)

○**委員長** 意見書に関して、御意見のある方はお願いします。

○**鈴木委員** この意見書には、「健康」が全く考慮されておらず、非常に歪んだ意見である。また、たばこ税は、秋田県に約14億円納められている実情であるが、たばこ病で、約1.5倍の医療費がかかっているため、医療費分の損失の問題がある。意見書には莫大なたばこ税とあるが、その裏には、約1.5倍の医療費が生じていることを述べておきたい。

○**園田委員** 偏った意見書であるというご指摘は、会長に伝えさせていただく。私達JTとしても、超過医療費については、様々な金額の算出方法があり、一貫していないものと認識しており、その部分を含めて、意見を伝えさせていただく。

(4－(3) 協議事項について)

○**委員長** それでは、「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案」及び「受動喫煙防止対策関連事業案」について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局から説明〉

○**委員長** ただいま、事務局から「ガイドライン案」及び「関連事業案」について説明があったが、委員の皆様御意見を伺いたい。事務局資料をもとに、追加、修正、削除していただきたい。「参考資料3」で、前回委員会でガイドラインについていただいた主な意見を配布しているので、それも参考に、御意見をいただきたい。例えば、施設区分、対策及び分煙対策については適当であるか、全体の構成、盛り込むべき事項について他にないかなど、御意見をいただきたい。また、「ガイドライン案」の6で具体的な事業案があるが、事業についての提案、意見はないだろうか。記載の事業案は、全て県が実施主体となっておるが、委員が所属する団体等で実施している事業等をお話しいただいて盛り込む形でも大いに結構である。

○**齊藤委員** 「ガイドライン案」の4－(2)について、「オ イベントや大会等の会場となる施設、イベントが行われる区域(エリア)等」とあるが、どこまでの範囲を想定し

ているのか。例えば、竿燈まつりではどうなのか。

○**事務局** この部分については、イベントなどによって主催者が異なるため、これを基にして、御協力いただける、可能な範囲を想定している。具体的にどこまでの範囲であるかは、事務局としては決めていない。主催者に、来場者の方が受動喫煙に遭わないような措置を考えてもらいたいというものである。

○**齊藤委員** 竿燈まつりでは竿燈大通りがエリアであるが、エリア全体となると、大町全体や町全体のように、その時々で捉え方が変わってきてしまうのではないかと。

○**委員長** 例えば、警察に道路使用許可をとっているエリアや交通規制等を行っているエリアが禁煙などの対象となってくるだろう。

○**齊藤委員** 例えば、竿燈の場合、交通規制のかかっている保戸野から大町4丁目までの徒歩10数分～25分のエリアを全部禁煙にするということなのか。

○**委員長** そのような配慮を願いたいということである。

○**齊藤委員** 「ガイドライン案」の書きぶりでは、広い範囲で禁煙の措置が取られるのではないかと思う。エリアの中に一つも灰皿がないということであり、コンビニの前からも灰皿を撤去するということなのか。そうするとコンビニも商売にならなくなる。記載が「イベント会場」であれば竿燈大通りだけになるので分かるが、「エリア」となれば範囲が大きくなりすぎるのではないかと。

○**委員長** 私は、そういった考え方であるが、三浦委員には前回お話しいただいた「東北六魂祭」についてお話ししたい。

○**三浦委員** 秋田市で行われた「東北六魂祭」では、広告の中にも「全面禁煙について御協力お願いします。」と盛り込み、完全に守られた。会場から別の会場までの間で吸われる方はいたと思うが、他の人に迷惑をかけないようにされていたと思う。そこに喫煙所を確保するという事は少し違うのではないかと。どうしても吸いたいという方は、考えていただいて、周りの安全な場所でお話ししたい。イベントについては、このような形で御協力をお願いしたい。普通は、イベント会場だけであるが、その周りなどにも子どもはいるので御協力をお願いしたい。

○**齊藤委員** エリア全体となると、いろんな見方があると思う。エリアという言葉だけで、

「街区」と捉える人もいる。そうすると、交通規制をかけた街区全体となると、広大な範囲になる。

○三浦委員 交通規制の範囲は入ってないのではないかと。「会場内及びイベント区域内は、原則として禁煙」であるから、極力御協力をお願いしたい。また、「オ」に限らず、「不特定多数の利用が想定される公共的な空間」には、子ども、妊婦及び病気の方がいるので、そういった方を守るという意識を高めるため、原則論ではあるが、協力を呼びかける内容であることが、必要であると思う。一本も吸ってはいけない、罰金を取る、といった内容ではない。

○齊藤委員 エリアと記載があれば、現実的に考えて、捉え方は種々あると思う。エリアと書いてあると、全範囲禁煙ではないかと思う人もいるだろうし、難しいと思う。

○委員長 「原則、禁煙」は、配慮してもらいたいスローガンのようなものだと思う。そのエリア区内でも、人通りが少ないときには吸う人がいるかもしれないが、そのような人にも吸い殻が散らからないように配慮してもらい、自己管理してもらおうといったことがあると思う。やはり人が多くいるところでは配慮してもらいたい。

○齊藤委員 会場の禁煙については良く理解している。しかし、エリアとなれば全体の禁煙になってくる。吸う人にはしっかりと場所を決め、吸わせた方が環境的にも良いのではないかと。

○鈴木委員 私たちが今、話し合っていることは、受動喫煙をやめさせることである。エリア外であれば吸っても良いのではなく、エリア内外に関わらず、そこに人がいて、受動喫煙を与えてしまうことがいけない、ということが原則である。エリアであっても、会場であっても、こういった基本的な考えを知らしめることが重要である。エリアや会場にとらわれすぎずに、竿燈大会の主催者である秋田市に、禁煙である範囲を配布するチラシ等に示してもらっただけでも良いのではないかと。会場から何メートルの範囲は禁煙である、道路を一本隔てて分ける、などはガイドラインで決めるようなことではないと思う。基本的には、他人のたばこの煙を吸わない人が、受動喫煙しないようにすることに集中する必要があると思う。

○浅利委員 第1回目の議事録にもあったとおり、基本的には、健康はみんなにとって大事なことであるので、対策に取り組んでいくし、反対もしない。ただ、私たちの業界には、お客様が現時点で喫煙を望むケースが非常に多いため、強い規制ではなく、そこへの配慮をお願いしたいと発言した。この委員会には、受動喫煙を防止しようと委員が集

まっているが、健康の観点から対策を進めていきたいとお考えの委員、またその関係者が多く、半数を超えると思う。私達のような事業を行っている側として、齊藤委員もいらっしゃるが、現実には事業を行っている者が声を上げることは難しいことだと思う。配布のあった「資料1」にも、1000件のアンケートを取った結果として、問11（事務局注：貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですかという質問）には「喫煙する利用者からの理解が得られない 58.4%」、「利用者の減少につながるから 26.7%」とあり、問15（事務局注：受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですかという質問）には対策としてステッカーを表示したら良い、選別してはどうかという提案もされており、こうでなければいけない、とは言っていないことを示した結果となっている。

受動喫煙防止対策を進める上で、利用者の理解は相当必要であるということ、広く大勢の方々がここに答えている。必ずしもリーダーオピニオンとして進めようとする健康に関心のある方々だけでなく、実際の事業者の方々がこれだけの回答をしてきているので、それなりに重きを持って耳を傾ける必要があるのではないかと。また、ガイドラインの目的にも、「事業者等の協力を得ながら」とあり、やはり事業者の協力を得られないと、ガイドラインを作っただけでは現実的に難しい面があると思う。委員の人数としてはわずかであり、健康に配慮しないと非難を浴びることもあるが、大勢の事業所を配下に持ち、生活を保っている者の意見として、今回の第2回資料の案を拝見すると、前回、私たちの「配慮のある形でやってほしい」という意見よりも、むしろ「健康に悪いもの」という意見が強く反映された文面になっているように感じる。

具体的には、私たちはガイドラインの「ウ」の対象施設にあたり、「原則として、敷地内禁煙又は建物内禁煙」となっている。ホテルの中には施設内に喫煙ルームがあるところもあるが、そこは施設内にあってもホテルとは別であるという内々の何かがあるのかもしれない。また、禁煙が極めて困難な場合についての具体的な措置は「分煙」と記載されているが、ここでの分煙は、「喫煙区域と喫煙禁止区域に分け、喫煙可能区域以外の場所を禁煙とすること」とされており、これは普段私たちが使っている分煙とは大いに違ったものである。言葉には狭義・広義の様々な意味合いがあるが、ここでの分煙は非常に強い意味のものであり、こういった追加修正が行われたことは、現実的に非常に問題があると思う。

また、4ページでステッカーを貼ろうという提案もあったが、これも案が2種類だけであり、お客様のニーズに応えにくいと思うので、もう少し選択肢があっても良いのではないだろうか。他の県での取り組みなどを、もう少し説明、検討してもらっても良いものではないかと思う。いずれにしても、健康のためにこうしたいということはわかるが、現実には仕事をしていて、カウンターのみ食堂においても両者がすみ分けをしている。

「喫煙をするのであれば、出て行ってくれ」と言う店もある。あるいは「他人の煙を吸って嫌な店であるので、もう行かない」ということはお客様自身が決めている。私たち

は平素から会議、宴会を開催しているが、「今回の会議は主催者として禁煙にします」という場合もあれば、「今回、喫煙は自由です」という場合もある。最近では、たばこを吸っている方が減ってきており、私たちとしても望ましいことであると思っている。ただ、このことをガイドラインで明文化することの意味は重要なものがある。評価できるガイドラインとするために、他県に先駆けて良いものということのみで規制の強いものとなることのないようにと、第1回の検討委員会から申しているが、個人的には他県のものと同程度でも良いと思っている。または劣っても良いと考えている。経済基盤の弱い秋田県の中で、受動喫煙だけが突出しないで、消費者にある程度ゆだねる部分を残していただけるよう検討をお願いしたい。最後に、「イベント」の定義を曖昧にすると、趣旨賛同、現実問題に検討する際に論議が分かれ、ガイドライン自体も有名無実となり、判断が難しいことになる。この辺についても相当慎重をお願いしたい。罰則のないガイドラインだから書いても良いのではないかという考えもあるが、ガイドラインにすることは規範が示されるということである。文字で書かれるということは、罰は無くても守りなさいということになり、私たちも業界のリーダーとして組合員に指導する立場となるので、判断の分かれる問題については、「ただ書いておけば良い」という考えには、なかなかかなりにくいことを理解してほしい。

○**委員長** ただ今の発言については、もし意見があればのちほど意見を伺うこととし、先ほどからのことについて、3つ、事務局からお答え願いたい。

1つはイベントの際のエリアの問題について、例えば先ほど話のあった秋田市で行った六魂祭の記載等の情報を把握して、それをガイドラインに記載できることは記載するという等もお願いしたい。

○**園田委員** 1点目についてよろしいか。先ほど三浦委員から「配慮」という言葉が3回でており、ガイドラインであるからという話もある。ガイドラインを明文化して運用していく限りは、対象が明確になり、指し示す方向性が理解でき、守れるものということが前提になる。その時に4(2)の「エ」と「オ」の違いは何か。厚生労働省健康局長通知で「受動喫煙防止に配慮し、適切な措置を講じること」と示されている中で、この定義を明確にして配慮以上のものを指定していくという点で、なぜこの区分が出てきたのか理解できない。例えば運動場で行うライブイベントは運動場の規定でいくと「ア」であるが、会場の区分では「オ」になる。施設でいくのか、会場でいくのか明確にするのは難しい。定義があいまいになるところを「オ」として定義し、実際には「エ」の内容でいくという場合に、秋田でガイドラインを作るのでオリジナルの新しいものを設けなければいけないんじゃないかという曲解が生じた。「オ」については、「エ」で対応できる領域ではないか。

○委員長 「エ」と「オ」は明確に違う。「エ」は予め決まっている場所、「オ」は一時的なものとして集会やイベントについてのものである。これは、例えば新型インフルエンザ対策等でも、決まっている場所と一時的なものという考え方があり、すでにある所と一時的なものは別の扱いという例がある。

「オ」については、原則禁煙にしてほしいと考えている。スポーツイベントに参加した際に、スポーツを行う方にもたばこを吸われる人がいて、かなり危険な思いもしている。大会主催者として禁煙にすることをアピールしていただきたいというもので、吸った人に対して何かするものではないが、主催者の意識として、呼びかけてほしいという意図がある。

○園田委員 意図だけではなく対象が明確にならなければならない。

○委員長 対象を明確にということであれば、例えば、資料4の事業のように、「大規模イベント、何人以上の参加者があるイベント」という示し方もある。

○園田委員 例えば、当社では毎年、イベントに期間限定で指定喫煙場所を設けたいという主催者の依頼でレンタル灰皿を提供しており、六魂祭にも出している。会場の人が多いところでたばこを吸われる行為は明らかに迷惑であり、危険行為でもある。今年だけでも六魂祭、男鹿なまはげロックフェスティバル、港まつり、竿燈まつり、男鹿日本海花火等に提供した。大曲の花火にも例年提供していたが、今は実行委員会側で喫煙場所を整備しているという状況である。イベントにおいて、指定場所喫煙とし、たばこを吸われない方に迷惑にならないようにし、それ以外の場所を禁煙とするルールは、当社に要請がきている大規模イベントで年間6~7件あるが、「オ」では「会場内及びイベント区域内は、原則として禁煙」となっており、禁煙としか認められていない。イベントの定義が明確になるのであれば、「オ」の区分を残しても結構であるが、配慮ということ、前進させる取組が必要なのであれば「エ」の内容を準用すればよい。国の文言どおり、受動喫煙防止に対し、適切な措置を講じること、配慮をするということで、禁煙を強要する必要はない。

○委員長 趣旨は理解した。

○三浦委員 受動喫煙自体が、その害がわかっていないという方も多くおり、知らず知らずのうちにたばこの煙を吸っている。受動喫煙がどういうものか知らない方々にも、まずは、たばこの煙を吸ってはいけないということを明確にするためにも、「オ」の内容が非常によい。

○**二田委員** 協会けんぽの立場から申し上げたい。協会けんぽは、全県の1/3の方が加入者で、そのほかは国民健康保険の方がほとんどで、両方で75%を占めている。協会けんぽの加入者は若い年齢層が多く、ホテルの方や飲食店の方にも加入していただいているが、医療費が膨れ上がり、もう何年か後、何十年か後には破綻するかもしれないという状況にある。秋田県では平成9年以降、がんによる死亡率が全国で最も高い。がんになると一人当たり莫大な医療費がかかるが、今、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなるという時代である。今のことを考えると、商売の話もしなければいけないが、子どもたちが生きていく30年後、40年後に適正な医療を受けることができるための保険料を試算すると、今、ここで健康を守るための土壌をつくらなければ、秋田県の医療費は破たんする。秋田県の保険料率は、10.06%で、東北、東日本は9%台であり、それに比べ秋田県は保険料率がかかっているといえる。保険料は労使折半であるが、数年後には何倍にもなる見込みということは報道もされている。なぜ受動喫煙が悪いかというと病気になる確率が高くなるということである。それを根底においてガイドラインの検討がなされていると理解している。

また、東京では路上喫煙の禁止の区域もすでにある。地域、区域、枠組みよりも、そのイベント時には吸うことを少し休んでいただいた方が、将来の子どもたち、県の将来にとって良く、県外の方もいらっしゃることも考えていただきたい。仙北市では保存地区の路上喫煙禁止に関する条例が平成19年に施行されており、特に問題はなく、協力されている。仙北市の条例の目的は火災防止で受動喫煙ではないが、秋田県内でも路上喫煙禁止ができて例である。たばこを吸う方のことも尊重しているが、全体的に将来のことを考えていただきたい。県民の健康状態、医療費は切迫した状態にあるということ認識していただきたい。医療保険者の立場から申し上げる。

○**委員長** ガイドラインの3ページ、(3)の修正追加が厳しすぎるという意見と、4ページの表示ステッカーの例が2つ出ているが、これだけでは選択肢として厳しすぎるという意見について、事務局に伺いたい。

○**齊藤委員** ステッカーに関して、業界では組合で去年から作成し、「たばこ吸えます」、「吸えません」、「分煙です」、の3つであるが、やり方はもっとあると思う。ガイドライン案では2つしかない。

○**事務局** イベントにおける「エリア」については、この表現では必ずしも皆さんがわかると限らないので考えさせていただきたい。ベースは、イベント等を行う場合、主催者と話し合い、「イベントの一定区域を禁煙とするので、御協力いただきたい」という方法を想定していたものである。ガイドラインでは詳しく何メートルということは設けず、主催者と協議の上でやるという前提であったので、漠然とした表現となっており、ガイ



ドラインだけをみると分からない形なので、もう少し表現を工夫する必要がある。

また、なぜ「オ」の区分を別に設けたのかについては、一つは「ア」は、恒常的な施設、「オ」は臨時的なものという考え方がある。また、健康増進法、厚生労働省通知でも「ア、イ、ウ」は、施設に着目したものであり、「エ、オ」は屋外である。「エ」の他に「オ」を設けた理由は、「オ」については一時的に多数の人が集まることから「エ」とは切り離し「オ」の区分を設けている。また、「受動喫煙防止の配慮」で足りるのではないかという点であるが、表現が足りなかったかもしれないが、「原則として禁煙」であり、対応が困難な場合等においては施設の対象者や利用者のニーズに応じた適切な対策を進めるといふ例外が設けられており、イベント会場で一定区画に煙がいかないよう配慮しながら、喫煙場所を設けるといふことも考慮し、「原則として禁煙」という記載をしている。

敷地内または建物内禁煙の禁煙が極めて困難である場合の措置として追加した部分が非常に厳しいという御意見だが、この点についてはステッカーと合わせて、禁煙、時間禁煙という2つの例だけだが、別のやり方もあると思うので、広く情報を集めて対応させていただきたい。

事務局として、ガイドライン案を作成する際、「ガイドラインなので厳しくしても良い、守らなくても良い」ということでは決してない。第1回の資料としてお示ししているが、全都道府県に照会した上で、どのくらいのレベルであれば御協力いただけるかということ考えた上で案を出している。ガイドラインの目的のとおり、事業者の協力を得ながら進めるものであり、ガイドラインを策定した以上は、それをベースに事業者からの協力を得られ、少しでも前進するものとしたい。

また、アンケートに基づき、詳細な御意見をいただいた。アンケートで「貴事業所等の受動喫煙防止対策は現在の状況で十分であると考えているか」と伺っているが、例えば飲食店は「不十分である」が58.9%、「十分である」との回答が39.7%、ホテル、旅館は「十分である」が33%で、やはり事業者の方々も現在の対応だけでは十分ではないと考えていらっしゃる方がかなりいるようである。御協力いただけるものを提案しながら進めていきたい。

- 三浦委員 今年の6月に労働安全衛生法が改正され、事業所では従業員の受動喫煙にも特段の配慮をするとされている。この中にも分煙という項目がある。完全な分煙はあり得ないと考えているが、完全な分煙に近いものとしては喫煙室を設けて煙が出てこない仕組みを作るといふことがあり、これに関しては労働局で助成金を出している。国の基準は厳しい分煙方法があり、対応できる場所は少ないと思うが、労働局で全面的に協力していただけるので、ガイドラインの中にもご利用くださいと入れることで知らない事業所にも良いのではないか。

○**浅利委員** 事業者の意見を申し上げている。世の中は確実にたばこを吸わない人が増えているように感じている。規模の大小にかかわらず、どちらも進んでいる。ガイドラインは、他県に先がけて一步踏み出したものを作らなくても、結果的に歩調をあわせたものであっても、健康の意識は確実に高まっており、規模の大小にかかわらず、お客様と店側とでほどよいところで調和し、結局はたばこの少ない社会になっていくと、現場に立ち、感じている。ガイドラインを作って、縛らなくてもその方向に向かうので、今回のように厳しいものではなく、第1回の原案をもう一度考慮してほしい。黙っていても、たばこは少ない社会になってきており、ホテル、飲食店では、吸う人、吸わない人の双方の意見があり、お客様に直接接する立場として、生業も成り立たないことに配慮してほしい。たばこがいいか悪いか、たばこを吸ったことによりがんになる、医療費がかかるということと、この受動喫煙との折り合いをどうつけるかということは別のことである。受動喫煙に絞って論議していただきたい。

○**園田委員** 三浦委員の意見に賛成する。分煙について、当社で資料を用意している。受動喫煙防止に向けた他県の事例として、京都府の憲章の事例、大阪、山形で御指摘により条例を見送った例等について紹介している。受動喫煙防止に向けた補助金については、一覧表で示しているが、厚生労働省の助成金も周知が必要、希望されてもお金がない事業者については、助成金の紹介を積極的にやっていただきたい。当社としても無償でアドバイスしている。東京都の助成金事業には、全面的に協力させていただいており、秋田県にも同じような協力もできる。

また、店頭表示ステッカーについて、前回の委員会でも述べたが、店頭表示ステッカーを作る際には、ステッカーの印刷等は当社で対応し提供できるので、血税を使わずともメーカーに作らせれば良いという考え方もあると思うので、改めて協力のスタンスを明示する。

○**委員長** 事業者の立場、健康についての立場から意見をいただいたが、消費者の立場ではいかがか。

○**小玉委員** 身近にいる子どもたちや配慮してほしい親、子どもの近くにいる大人たちに、どうやって考えてもらえるか、子どもたち、妊産婦さんをいかに守れるか、長期的な健康を考えるとという視点からも、今回の都道府県の取り組みを見て、小、中学校の教育の実施や広報活動が必要と考えていた。

「資料4」事業の(8)受動喫煙防止フォーラムは、受動喫煙というとすごく抵抗があり、堅いイメージがあり、吸っている方は参加しないと思う。参加して欲しい人にかわってもらえるよう、受動喫煙だけのフォーラムではなく、健康に関したのもの等、他のトピックを組み合わせたフォーラム、イベントではどうか。心地よく生活していくために

どうしたらいいかという周知の仕方ができたら良い。

私自身、保育園に通う子どもがいるが、市の5歳時検診の際にアンケートで「たばこを吸いますか」という親の実態を把握するものがあり、そのような形で把握することも良いと思った。保育園や学校の学習会等と連携すること、示されたステッカーの例も厳しい感じなので、妊産婦にやさしいデザイン、たばこに関するものがあつたら良い。

少し本題とは離れるが、農薬のネオニコチノイドはたばこの成分からきているということで、健康被害が気になっている。ネオニコチノイドの害も知られておらず、妊産婦さんや子どもたちが避けられること、害があることを知らない方たちもいるので、呼びかけも一緒にできないかと考えている。

○**委員長** ネオニコチノイドについては、資料と現状を調べて第3回で情報を提供したい。ガイドラインについて、ガイドラインに具体的に盛り込まなくとも、自然に受動喫煙対策ができているという意見があつたが、他に御意見はないか。

○**鈴木委員** 自然にたばこを吸う人が減ってきているという話であるが、陰で色々な人が色々な形で啓蒙したことにより、たばこは体に良くないということが分かってきて喫煙率もだんだん下がってきているのではないか。ここにいるのは、事業者や医療関係者の代表だけであるが、県のアクションにより、県民が理解し、イベントや飲食店に行ったらたばこを吸わないことが普通なことであると、自然になるのが一番良い。そうなるためのガイドラインであると理解している。

○**石場委員** 薬剤師として薬局で禁煙指導をしているが、禁煙するのは最終的にご本人の意思が最終的に重要であると感じている。禁煙に3回トライする方もいる。家族のために禁煙しようというきっかけはできるが、吸わずにいることを続けないと禁煙とはいわれないので難しい。幼稚園、小、中学校で学校薬剤師の立場で害は伝えているが、最後には本人の意思である。ガイドラインは、自分の意思で自分にはねかえってくることを個人個人が気がつかないといけないことである。薬剤師会の代表として出席しており、ガイドラインそのものや関連する事業について、できることは協力させていただきたい。

○**冨木委員** 仙北市角館の路上喫煙防止に関する条例は、受動喫煙ではなく、火災から文化財を守るという目的ではあるが、紹介する。散歩のマップにも路上喫煙全面禁煙を記載している。離れたところに、喫煙場所は設けている。歩きたばこはしないようにということで、旅行会社、駐車場、町の人たち、案内所、人力車の方もたばこは御遠慮くださいと、PRしており、地域の人の取組で成り立っている。実際にたばこのポイ捨てはなくなり、春と秋に地域の方、建設業協会の方等とクリーンアップを行っているが、たばこの吸い殻はほとんどない。JTとも一緒にキャンペーンもやったが、たばこのポイ

捨てはほとんどない。みなさんに御協力いただいております、角館に来たらマナーを守って協力してもらっている。角館では、観光客に対する受動喫煙もほとんどないと考えている。

○**畠委員** 受動喫煙防止対策助成金について、周知が足りないかもしれないが、労働局の対象は、職場という範囲ではあるが、一日のうち職場にいる時間は長いので、ここから始めていけたらと思う。助成金に関しては周知を広げるよう努力したい。

○**委員長** ガイドラインは全国よりも進まないでいただきたいという御意見もあるが、ガイドラインの中で規範を示していきたい。今日いただいた意見を事務局でまとめてもらうこととする。

((4) その他について)

○**事務局** 提案である。ガイドラインのパブリックコメントについて、当初の予定で、第3回の委員会終了後にパブリックコメントを行う予定としていたが、パブリックコメントの御意見をガイドラインに反映させやすくするため、今回の第2回終了後の案でパブリックコメントを実施し、その後第3回の委員会を開くことを提案したい。

○**園田委員** 本日も多数の意見が出ていたが、修正は事務局に一任してパブリックコメントを実施するという事か。

○**事務局** 時期の変更は、パブリックコメントでいただいた御意見を示しながら検討委員会としての御意見をいただきたいというもので、パブリックコメントは今回の資料を対象とし、いただいた御意見については、どのような意見が出たのかもパブリックコメントに添付して出していきたい。事務局で、今日の意見を参考に修正することは、合意を得られたものではないので難しいと考えている。

○**浅利委員** 賛成できない。今回の案ではなく、第1回の原案でパブリックコメントを実施していただきたい。

○**園田委員** 今日重要な意見が多数出ている。事務局で本日の意見を受けた修正案として、パブリックコメントの資料とするか、次回の委員会で取りまとめした上でパブリックコメントを実施するか、選択肢は2つである。

J Tとしては深刻な意見提供をさせていただいたと考えている。今回の案に関しては、J Tとしても賛成しかねる。

○事務局 パブリックコメントの実施についての方針が決まり次第、委員にお示しし、説明をさせていただきたい。

○委員長 以上で本日予定していた議題を終了とする。

—閉会—